上作延小学校PTA 個人情報取扱細則　新旧対照表（案）

令和8年度 PTA臨時総会　資料1

現行	改正案	改正理由
第2条（指針） （中略）、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。	**第2条（指針）** （中略）、要配慮個人情報については、法令に基づき必要最小限の範囲で慎重に取り扱うものとする。	行事等の安全管理上、アレルギー等の要配慮個人情報を取り扱う必要が生じる場合に対応するため。
第3条（周知） 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。	**第3条（周知）** 個人情報の取扱方法は、総会資料、通知、電子配信等により会員へ周知する。	「がくぷり」等による電子的な情報配信に対応するため。
第4条（利用目的） 本会では個人情報を次の目的のために利用する。 （1）文書等の送付 （2）本会役員・会員名簿等の作成 （3）本会役員等の推薦活動 （4）広報紙、PTAホームページへの掲載	**第4条（利用目的）** 本会では個人情報を次の目的のために利用する。 （1）紙媒体または電子的方法による文書・通知等の配信 （2）本会役員・会員名簿等の作成 （3）本会役員等の推薦活動 （4）広報紙、PTAホームページ （5）PTA活動に必要な連絡、アンケート、出欠確認、ボランティア募集、その他運営業務 （6）PTAが指定する情報配信・管理サービスの利用	電子配信、アンケート、出欠確認、ボランティア募集等、現在のPTA活動における個人情報の利用目的を明確化するため。
第6条（外部サービスの利用）【新設】 （新設）	**第6条（外部サービスの利用）【新設】** 本会は、PTA活動の円滑な運営のため、外部事業者が提供する情報配信・管理サービス、アンケートフォームその他関連サービスを利用することができる。利用にあたっては、個人情報保護に十分配慮し、適切なサービスを選定する。	「がくぷり」等の外部サービスをPTA活動で適切に利用できることを明確化するため。
第8条（管理）〔現行第7条〕 本会における個人情報管理者は、会長とする。個人情報は本会が適正に取扱い、また、活動する上で得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。	**第8条（管理）** 本会における個人情報管理責任者は会長とする。個人情報へのアクセス権限は、PTA活動上必要な役員等に限定する。役員等は、活動上知り得た個人情報をみだりに第三者へ開示し、または不当な目的に使用してはならない。不要となった個人情報および電子データは、適正かつ速やかに廃棄または削除する。また、役員等は任期終了後、業務上知り得た個人情報を速やかに削除または返却しなければならない。	デジタル化に伴い、アクセス権限、電子データの削除、任期終了後の取扱い等を明確化するため。
第9条（学校との情報共有）【新設】 （新設）	**第9条（学校との情報共有）【新設】** 本会は、PTA活動運営上必要な範囲に限り、学校と個人情報を共有することができる。	「がくぷり」の登録状況確認等、PTA活動の運営上必要となる学校との情報連携について明確化するため。